

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03355

研究課題名（和文）アメリカ中絶裁判における司法審査戦略の歴史と理論

研究課題名（英文）A Research on Behavioral Strategies of Judicial Decisions on Abortion Cases in the United States: History and Theory

研究代表者

黒澤 修一郎（Kurosawa, Shuichiro）

島根大学・学術研究院人文社会科学系・准教授

研究者番号：30615290

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の全体構想は、アメリカ合衆国を対象国として、中絶規制が争われた憲法訴訟における裁判所の行動戦略について、歴史のおよび理論的な見地から調査と検討を行うことである。

このような構想のもと、本研究は、さまざまなアクター（裁判所、連邦議会、大統領、政党、州政府、社会運動団体、世論など）の行動とその交差に目を向けながら、中絶に関する判例がどのような政治的・社会的文脈のなかで形成されたのかに関して、調査と考察を進めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果の学術的意義や社会的意義として、次の各点を挙げることができる。第1に、本研究は、アメリカにおける中絶に関する法と政治の歴史について、法学のみならず、政治学などの隣接分野の研究動向を参照しながら調査を進めた。第2に、本研究は、アメリカにおける中絶規制に関する憲法訴訟の最新の動向について調査を行った。第3に、本研究は、現代アメリカ政治の特徴であるイデオロギー的分極化を前提とした司法審査理論について、調査と考察を進めた。

研究成果の概要（英文）：This research project focuses on strategic behaviors of the Supreme Court of the United States in constitutional cases related to abortion regulations. In particular, this study investigates political and social contexts which influenced the judicial decisions on the abortion cases.

研究分野：公法学

キーワード：憲法 司法審査 中絶 裁判

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

中絶は、現代のアメリカにおいて、最も論争的な法的・政治的争点のひとつである。

まず、法学の視点から見れば、中絶の権利は、憲法訴訟における重要な争点となってきた。すなわち、1973年の Roe v. Wade 判決 (410 U.S. 113) において、アメリカ連邦最高裁は、中絶の権利を基本的権利として認定し、強い憲法上の保護を与えた。また、Roe 判決は、妊娠期間を3分割する trimester 枠組み (trimester framework) を採用し、各期間ごとに、女性の中絶の権利と胎児の生命の利益の重みはそれぞれ変化するという法理を採用した。しかし、その後、1992年の Planned Parenthood v. Casey 判決 (505 U.S. 833) では、Roe 判決の法理のうち trimester 枠組みが修正され、新たに「不当な負担 (undue burden)」テストが採用された。この Casey 判決以後の判例では、中絶の権利は基本的権利として憲法上強く保護されるという法理自体は維持されているが、しかし、「不当な負担」テストという柔軟な判断枠組みが採用された結果、個々の事案における具体的な判断の帰結を予測することが困難になっており、判例の不確実性が増大しているという状況にある。例えば2000年の Stenberg v. Carhart 判決 (Carhart I 判決、530 U.S. 914) では、部分出産中絶 (胎児を切断して部分ごとに子宮から取り出す方法を用いた中絶手術) を禁止した州法が違憲と判断された。2007年の Gonzales v. Carhart 判決 (Carhart II 判決、550 U.S. 124) では、部分出産中絶のうち「完全な拡張と吸引」(母体内で胎児の頭蓋骨を破砕して吸引する方法を用いた中絶手術) を禁止する連邦法が合憲と判断された。2016年の Whole Woman's Health v. Hellerstedt 判決 (579 US _) では、中絶手術を実施するクリニックに対して、総合病院への入院権限要件と外科手術設備要件を要求していた州法が違憲と判断された。なお、2017年と2018年には、連邦最高裁の裁判官に保守派裁判官が立て続けに任命され、今後の中絶判例のゆくえに影響を与える可能性がある。

他方、政治学の視点から見たとき、近年のアメリカ政治の顕著な特徴は、イデオロギー的分極化 (ideological polarization) の現象である。すなわち、二大政党である共和党と民主党の間の党派的分断が深まっており、さらに政党内部の規律の強度が高まっている。その結果として、政治過程における党派を超えた合意や妥協の形成が困難なものになっている。そして、この現象が典型的に当てはまる争点のひとつが、中絶問題である。まず、連邦レベルにおいては、中絶をめぐる両党の党派的对立が高まっている (1980年代後半から共和党が反中絶へと徐々に傾斜していき、そして90年代に入ると民主党が中絶支持の側へと傾斜していった)。また、州レベルでは、共和党優位の「赤い州」と、民主党優位の「青い州」の相違が鮮明化し、さらに「赤い州」における中絶規制の厳格化・巧妙化が見られる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカにおける中絶規制が争われた憲法訴訟を対象にして、そこにおいて裁判所が採用している行動戦略に関して、歴史的および理論的な見地から研究を行うことである。

本研究が焦点を当てるのは、裁判所の行動戦略である。すなわち、裁判所は、「法の番人」としての役割を期待されている存在であり、法原理性や法的安定性に立脚した行動をとる点で、議会や大統領などの民主的政治部門とはその行動原理を異にしている。しかし、他方で、裁判所は、民主的政治部門や一般社会からの影響を、直接的および間接的に受ける存在でもある。つまり、裁判所は、一方ではリーガリズムに立脚した行動をとる役割期待を背負っていると同時に、他方では、具体的な政治的・社会的文脈のなかで、プラグマティックにその行動戦略を選択していると考えられる。

こうした理解に基づき、本研究は、中絶裁判の動向と、それをとりまく政治的・社会的文脈とがどのように関連しているのかに着目して、裁判所の行動戦略のありようとその形成要因を明らかにすることを試みた。

3. 研究の方法

本研究は、アプローチの方法として、法学的方法を採用するとともに、政治学や歴史学などの隣接分野の研究動向を取り入れることを試みた。

つまり、本研究は、一方では、裁判所の行動を分析するに際して、判例研究を典型とす伝統的な法学的方法に立脚して考察を進めた。

しかし他方で、本研究は、裁判所の行動と政治的・社会的文脈との関連を分析するに際して、憲法学をはじめとする法学における研究動向のみならず、政治学や歴史学などの隣接分野の研究動向にも目を向けた。とりわけ、本研究は、上記の各分野における現在の学説の議論状況をフォローアップした。実に、アメリカの中絶に関する法と政治をめぐるのは、さまざまな分野の研究者が越境しながら研究が進められており、上記のような学際的な方法を採用することが好適であった。

こうした視角に基づき、本研究は、中絶裁判を直接的・間接的にとりまく様々なアクター (裁判所、議会、大統領、司法省、州政府、政党、社会運動団体、世論など) の行動と、その交差に着目した。すなわち、時代をいくつかに分けた上で、個々の中絶判例が形成された文脈はどのようなものであったのか、および中絶判例に対してどのような政治的・社会的リアクションが示されたのかといった点に関して、上記のそれぞれのアクターの行動を調査した上で、その相互関連について考察を加えた。

4. 研究成果

本研究の成果としては、次の各点を挙げることができる。

(1) 1960年代から1990年代前半までの時代について

まず、本研究は、1960年代から1990年代前半までの時代について、調査・考察を行った(黒澤修一郎「Roe判決とバックラッシュ・テーゼ(1-2(完))」島大法学61巻1・2号1-34頁、62巻1号55-101頁(2017-2018年))。

この時代に関する本研究の成果として、ここで特筆すべき点は、次の通りである。

第1に、前述の1973年のRoe判決がどのような文脈のなかで形成され、そしてその後の法・政治・社会にいかなるインパクトを与えたのかに関して、考察を行った。とりわけ、Roe判決に関しては、同判決は政治的・社会的保守派からの反発を引き起こし、その後のイデオロギー的分極化の原因となったという見解(バックラッシュ・テーゼ)が、アメリカ憲法学において有力に論じられてきた。しかし、このバックラッシュ・テーゼに対しては、法学・政治学・歴史学などの各分野の学説から、批判が提示されている。すなわち、まず、アメリカにおける中絶政治的分極化は、Roe判決以後に急速に進行したのではない。むしろ中絶の政治的争点化は、Roe判決以前から少しずつ進行していた(つまり、Roe判決の以前にあっても、州レベルの政治における中絶合法化を引き金とするプロライフ・バックラッシュが存在していた。また連邦レベルの政治にあっても、中絶を争点化させようとする動きが共和党エリートの間で存在していた)。そして、中絶政治的分極化は、Roe判決以後も、急速にではなく、緩慢に進行していった(確かに、Roe判決以後には、連邦議会において憲法修正案が続々と提出されるようになり、ハイド修正などいくつかの制限的な連邦法も制定された。しかし他方で、1976年選挙までは大統領は中絶の争点化を回避していたのであり、また1970年代末までは中絶という 이슈をめぐるとの二分は存在しなかった。そして、その後、諸アクターの動向の蓄積を通じて、中絶政治的分極化は緩やかに進行していった。その背景的要因としては、例えば、1970年代末から80年代にかけての二分の性格の変容、社会運動勢力におけるニュー・ライトや宗教右派の伸長、中絶に関する社会集団間の態度の固定化などを挙げることができる)。こうした点に基づき、本研究は、アメリカ中絶政治的分極化は、Roe判決に対するバックラッシュの高まりという単線的なストーリーによって理解できるものではなく、むしろ多様なアクターの行動の交差がもたらす長期的で緩慢な変化にこそ着目して理解される必要があることを指摘した。

第2に、本研究は、現代アメリカにおける政治的分極化は、従来の司法審査理論が前提とする民主的政治過程像に再考を迫る可能性を含んでいることを指摘した。すなわち、政治学で指摘されるように、1930年代から60年代までのアメリカ政治を支えたりベラル・コンセンサスは、60年代後半から徐々に動揺し始め、次第に弱体化していった。そして、その後において徐々に生じていったのが、イデオロギー的分極化である。そして、中絶問題は、このイデオロギー的分極化の現象が、典型的に当てはまる争点である。他方、前述のRoe判決に関するバックラッシュ・テーゼを支持する憲法学説が立脚している各種の司法審査理論(例えば、リーガル・プロセス理論、民主的政治プロセス理論、熟議民主主義理論、司法ミニマリズムなど)は、健全な民主的政治過程を通じたコンセンサス形成と司法審査によるその促進が可能であるという前提をとってきた。しかしながら、イデオロギー的分極化が進行した現在では、このような健全な民主主義的政治過程を通じた穏健なコンセンサス形成は、とくに中絶問題に関しては、その実現が相当程度困難なものとなっている。それゆえ、近時のアメリカでは、政治的分極化の状況を前提とした司法審査理論のあり方が論じられるようになっている。本研究は、このような研究動向に注目し、現在のアメリカにおける中絶問題をとりまく政治的文脈のなかで、司法審査理論がどのような政治過程像を前提として置くべきかに関して、今後さらに研究を進展させる必要があることを指摘した。

(2) 1990年代前半以降の時代について

次に、本研究は、1990年代前半以降の時代に関して、調査・考察を行った。

この時代に関する本研究の成果として、ここで特筆すべき点は、次の通りである。

第1に、近年のアメリカにおける中絶規制が争われた憲法訴訟の動向について調査を進めた(黒澤修一郎「近時のアメリカにおける中絶の権利に関する判例の動向—2018-19年開廷期の連邦最高裁の動向を中心に—」岡山公法判例研究会、2019年6月22日)。この点に関して、1992年のCasey判決から2016年のWhole Woman's Health判決までの判例の動向については、すでに述べた通りである(参照、1.)。それに加えて、本研究は、それ以後の連邦最高裁の動向についても調査を行った。具体的には、2019年5月に連邦最高裁が判決を下したBox v. Planned Parenthood of Indiana and Kentucky判決(587 U.S. ____)について調査し、事案や審理の経過、判決の特徴、および先例との関係に関して考察を加えた。また、現在(2020年3月31日時点)連邦最高裁で審理中であるJune Medical Services, LCC v. Russo事件に関して調査し、事案や下級審判決の経過、そして連邦最高裁における審理の動向に関して、考察を行った。

第2に、1990年代前半以降の中絶をめぐるとの法と政治の動向について、調査を行った(黒澤修一郎「アメリカ中絶裁判の政治的文脈」北大公法研究会、2019年5月31日)。具体的には、時代を大統領ごとに区分した上で(クリントン(1993-2001年)、ブッシュ(2001-2009年)、オバ

マ(2009-2017年)、トランプ(2017年-)、それぞれの時代ごとに、判例、連邦政治(連邦議会、大統領、政党など)および州政治の動向を調査した。その上で、それぞれの時代において個々の判例が形成された政治的文脈について、考察を加えた。とりわけ、本研究が着目したのは、Casey判決以後の中絶判例にあっては、柔軟な判断枠組みが採用され、判例の不確実性が高まっているものの、しかし他方で、Roe判決それ自体は、今なお覆されていないという点である。このような判例の状況がいかなる要因を背景にして形成されたのかという点について、本研究は、アメリカの学説において提示されているいくつかの見解を比較検討し、考察を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 黒澤修一郎	4. 巻 62巻1号
2. 論文標題 Roe判決とバックラッシュ・テーゼ（2・完）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 島大法学	6. 最初と最後の頁 55-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 黒澤修一郎	4. 巻 61巻1・2号
2. 論文標題 Roe判決とバックラッシュ・テーゼ（1）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 島大法学	6. 最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 黒澤修一郎
2. 発表標題 アメリカ中絶裁判の政治的文脈
3. 学会等名 北大公法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒澤修一郎
2. 発表標題 近時のアメリカにおける中絶の権利に関する判例の動向－2018-19年開廷期の連邦最高裁の動向を中心に－
3. 学会等名 岡山公法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒澤修一郎
2. 発表標題 アメリカにおける憲法解釈と法の支配の実体的理解
3. 学会等名 「法の支配と法治国家」研究会（大阪学院大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 黒澤修一郎
2. 発表標題 Roe判決とバックラッシュ・テーゼ アメリカ中絶裁判の文脈に関する一考察
3. 学会等名 関西憲法判例研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考